

### 3 利用料金

#### (1) 保険が適用される基本料金

##### ※基本サービス費

介護度	1割負担者
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

\*負担割合が2割負担・3割負担の自己負担額の方は左記現行額の2倍、3倍の額となります。

##### ※その他加算

	1割負担者
送迎加算	184円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日
生産性向上推進加算（Ⅱ）	10円/月
長期利用者の基本報酬の適正化	-30円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヵ月月分の介護保険サービス費に 140/1000を乗じた額

#### (算定要件)

##### ・送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その自宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定する。

##### ・サービス提供体制加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定する。

##### ・生産性向上推進加算

テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」の内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告することで算定する。

##### ・長期利用者の基本報酬の適正化

自宅に戻ることなくショートステイ事業を連続30日を超えて利用している利用者に対して、連続30日を超えた日から減算を行う。

##### ・緊急短期入所受入加算

①居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない方

②あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用

を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員によりショートステイ事業の利用が必要であったと判断された場合も算定可能とする。

③緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画書を保存するなどして、適正な緊急利用に努めていること。

④算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き算定することができる。

・介護職員等処遇改善加算

介護業務に直接従事する職員の待遇改善を目的とした制度であり、介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、国から事業所へ資金が支給される。具体的には、介護職員のキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行った事業所に対して、介護報酬に上乗せして加算が支給される。

(2) 滞在費・食費

介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となっております。

所得段階の内訳	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	全世帯員が市町村民税非課税				左記以外の方
	生活保護・ 老齢福祉年金 受給者	年金80万円 以下	年金80万円 超120万円 以下	年金120万円 越	
滞在費	0円	430円	430円	430円	915円
食費の上限	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

※滞在費については、当施設の居室は全室従来型個室であり、経過措置として多床室料金でご利用いただいております。

※食費の内訳は、朝食 399円、昼食 523円、夕食 523円となっており、実食分のご負担となります。